

議案第78号

白岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

白岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年白岡町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項及び第4項中「第14条第2項第16号」を「第14条第2項第18号」に改める。

第14条第2項中第21号を第23号とし、第6号から第20号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の2を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（白岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 2 白岡市職員の育児休業等に関する条例（平成4年白岡町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「第14条第2項第6号」を「第14条第2項第8号」に改める。

（白岡市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正）

- 3 白岡市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年白岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「第14条第2項第3号」を「第14条第2項第4号」に改める。

令和3年12月15日提出

提 案 理 由

職員の不妊治療等に係る通院等のための特別休暇に関する規定の整備等
をするため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。